

昭和20年の終戦の際、札幌市内での安価賃工賃組（羽賀）の街頭演説で「安価賃めり」「増税反対」などと頭を上めた市民の人を北海道警が排除した問題で、札幌地裁は、表現の自由を侵害したこととして北海道に損害賠償を命じました。判決は「公共的・政治的事項に関する表現の自由性」特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」と述べました。これは憲法への異論を封じた警察の対応を巡る「違法な取扱い」を断つたのです。この判決は画期的です。道警はいかにもかくしての警察機関は司法を離れて受け止めるべきです。表現の自由侵害を繰り返すことは許されません。

主張

ヤジ排除違法判決

に肩や腕などをつかまれて移動せられたり、長時間つきまとつたりしました。通緝犯は裁判で、2人は他の聴衆から危険えられる懼れなどがあり、職務執行法（警職法）に基いて、当然な行為だと繰り返しました。判決は、これらの主張を認め

主政の政治過程にとって不可欠の
基本的人権であつて、民主主義社会
を基礎付ける重要な権利」と位
置づけました。2人が頭を上げた
ことは、重要な権利の中でも特
に尊重されなければならない「公
共的・政治的事項」に関する表現は
為」にあたるとしました。

道徳の行為は、不偏不帶同、公正中正を旨とし、いやしきも日本憲法の保障する個人の権利及び自由の干涉にわたる等その権限を用することのがあつてはならぬ」というを掲げる警察法にも載つてから返してしまいます。

異論許さぬ社会にむかひ
かした半歩もひつかれ

した。由里が撮影した動画や関係者の証言から、2人が危険な事態にあったとはいえず、警察が体をつかんで移動させた行為などは、警職法の要件を満たしておらず、違法と認定しました。

判決は、憲法21条で保障された「表現の自由」として「立憲性

表現の自由封じた警察を断罪

人の表現行為は、差別意識や憎悪を誘発する・助長するものではなく、複数個体を末可能にするものでもない

と発言し、廻論に耳を傾さない強硬派は、程体質をあらわにしました。安倍政権下では、首相らの街頭演説でヤジを飛ばした人や政策批判のアラカルドを手にした人を排除する

2人は言葉を發してから10秒程
度で排除されました。警察がその
ような行為に及んだことについて
判決は「安倍総裁の街頭演説の場
にそぐわない」と警官が判断し
「表現に參るものと制限し、並
た制限しようとしたものと推認せ
ざるを専らな」と摘擷しました。

なかつたとして制限する理由はない」と述べました。市民の1人が警察に執拗につきまとわれたことにについても、移動・行動の自由、プライバシー権を侵害したと認めました。

黒崎が各地で相次ぎました。時の大蔵省の首領を唱え、黒崎が介して警察や官論に対し規制や制限を加えたり止めたり、規制や制限を加えたり止めたりする。田中義蔵の土台を掘り崩します。田中義蔵は議論を封殺した戦前の中のよきな社会と対照させてしまふ。まやん。

道警の行為は
不偏不黨公

かした草もとレターボックス

異論許さぬ社会にするな

安倍首相は17年の東京都議選の

上づた市民に向かつて「こんな人

たのに負けるわけにはいかない」「

理長顎をねじねじにし崩した。安齋

政権下では、首相の街頭演説で

ラカードを手にした人を排除する

事態が各地で相次ぎました。

表現や言論に対して警察が介入

規制や制限を加えること

自由闊達な議論を封殺した戦前

卷之三